

第1章 平成28年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景

我が国においては、今後、高齢化の進行や人口減少の本格化により、食市場が縮小に向かう可能性がある一方で、世界では、人口の増大や各国の経済成長により、今後とも食市場の拡大が続くと見込まれる。

このような中、農林水産業の競争力の強化を図り、国内外の需要の取り込みを進めることが急務であることから、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、農地の集積・集約化、輸出・6次産業化を通じた販路拡大・高付加価値化等、農業の成長産業化に向けた取組を着実に実施した。

加えて、農業の更なる成長産業化を実現するためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決する必要がある。このため、平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」を取りまとめ、その実行に必要な8法案を第193回通常国会に提出した。

2 講じた施策の重点

農業の更なる競争力強化に向けた取組

ア 農業競争力強化プログラムの策定

平成27年11月に策定された「総合的なTPP関連政策大綱」においては、農業分野について、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業などの体質強化対策や経営安定対策の充実等と併せて、農林水産業の成長産業化を一層進めるため、生産資材価格の引下げや流通加工構造の改革などの12項目を「検討の継続項目」とし、平成28年秋を目途に政策の具体的な内容を検討することとされた。

また、平成28年8月には、「未来への投資を実現する経済対策」が閣議決定され、農業者の所得向上を図るため、年内を目途に農業競争力強化プログラムを策定することが明記された。

これらを踏まえ、政府・与党一体となって精力的に検討を行い、平成28年11月29日、官邸に設置された「農林水産業・地域の活力創造本部」にて、「農林

水産業・地域の活力創造プラン」が改訂され、その一部として、「農業競争力強化プログラム」が取りまとめられた。

プログラムには、生産資材価格の引下げ、農産物の流通・加工の構造改革、収入保険制度の導入、さらには生乳の改革等、13の項目について、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決し、農業者の所得向上を図っていくための新たな改革の方向性が盛り込まれた。

プログラム策定後は、盛り込まれた取組の内容について、全国の地方公共団体及び関係団体、関係者等に丁寧に説明するため、サテライト説明会を実施するとともに、農林水産省Webサイトにおける説明動画の公開や、政府広報を利用した広報展開を行った。

平成29年に入り、プログラムに盛り込まれた改革の実行に必要な法制度を整備するため、「農業競争力強化支援法」をはじめとする8法案を、第193回通常国会に提出した。

イ 農林水産物・食品の輸出促進

農林水産物・食品の更なる輸出拡大に政府をあげて取り組む観点から、平成28年5月19日、「農林水産業・地域の活力創造本部」にて、「農林水産業の輸出力強化戦略」を取りまとめた。平成28年8月の「未来への投資を実現する経済対策」では、輸出額を平成32年に1兆円とする目標は、目標達成時期を平成31年に1年前倒しすることとされ、この目標達成のため、輸出力強化戦略に基づく様々な取組を推進した。

さらに、平成28年11月、同戦略の実践に必要なハード面とソフト面のインフラ整備等を整合的かつ計画的に進めるため、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」を取りまとめた。このプログラムにおいては、空港や港湾に近い卸売市場や生産物の流通・加工施設整備等の輸出拠点の整備や、オールジャパンでのプロモーションやブランディング等を行う組織の創設等を行うこととされた。

3 財政措置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成28年度農業関係予算一般会計予算額は、総額1兆7,308億円となった。

また、平成28年度の農林水産省関係の財政投融資計画額は2,629億円となった。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）への計画額2,490億円となっている。

4 税制上の措置

施策の総合的な推進を図るため、以下を始めとする所要の税制措置が講じられた。

(1) 農業の構造改革の推進

- ア 農地中間管理機構への貸付けなど農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の強化・軽減の措置の創設（固定資産税）
- イ 農地中間管理機構への貸付けを促進するための農地の贈与税納税猶予制度の納税猶予打切要件の見直し（贈与税、不動産取得税）
- ウ 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置の2年延長（登録免許税）
- エ 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）の一部見直し及び3年延長（法人税）

(2) 農山漁村の活性化

- ア 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区内の農地等を工場用地等として譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（800万円）の要件緩和（所得税）
- イ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額の特別控除（7%）（グリーン投資減税）の拡充（対象設備に木質バイオマス発電設備等を追加）及び2年延長（所得税・法人税）

5 農業金融

近年、労働力不足等による規模拡大や省力設備の導入等の需要増が背景に、農業関係融資は畜産分野を中心に増加傾向にある。株式会社日本政策金融公庫資金（農林水産業者向け業務）の平成28年度貸付計画額は4,600億円（補正予算後）で、貸付実績は農業経営向

けの主要な資金として、農業経営基盤強化資金（スーパーJ資金）が2,480億円と対前年比19%増となっている。うち畜産分野が1,697億円と約7割を占めている。

また、平成28年度の民間金融機関の農業向け融資残高（林業含む）は8,177億円と対前年比5%増。農協系統については、平成28年度新規実行額は3,450億円と対前年比36%増となっている。

6 立法措置

第190回国会（通常国会）において、

- ・「漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第39号）
 - ・「森林法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第44号）
- が成立した。

第2節 林業

1 施策の背景

森林は、国土の保全、水源の涵養、木材等の生産等の多面的機能の発揮によって、国民生活及び国民経済に大きな貢献をしている。また、現在の我が国の森林は、これまでの先人の努力等により、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要な課題となっている。

我が国の林業・木材産業はこれまで、長期にわたる林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の生産・流通構造の改革の遅れ等に直面し、厳しい状況に置かれてきた。需要に応じた安定的な原木の供給体制が構築されないこと等により豊富な森林資源が必ずしも十分に活用されていない状況にあり、適切な森林整備が行われない箇所もみられるなど、森林の有する多面的機能の発揮への影響も懸念されてきた。

しかし、近年では、大型の製材工場や合板工場の整備、公共建築物の木造・木質化の促進、木質バイオマスのエネルギー利用等による木材需要の拡大等を背景に、木材自給率は平成27年まで5年連続で上昇し、平成26年には26年ぶりに30%台に回復するなど、林業や木材産業に明るい兆しがみえてきた。

こうした中、農林水産省では、森林の整備及び保全

を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材の加工・流通体制の整備、木材の利用拡大等を進めるとともに、国有林野の管理経営、東日本大震災や平成28年熊本地震等の災害からの復興にも取り組んでいる。

平成28年、政府は、5月に「森林・林業基本計画」を5年ぶりに変更した。また、6月には「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」と「日本再興戦略2016」を閣議決定した。これらの基本計画や戦略等においては、新たな木質部材の開発・普及等を通じて新たな木材需要を創出し、原木の安定供給体制を構築すること等によって、林業の成長産業化を推進することとしている。

2 講じた施策の重点

(1) 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進した。

特に、森林経営計画の作成に必要な森林情報の共有等を推進した。また、育成複層林への移行や長伐期化等により多様な森林の整備を推進するとともに、平成28年の熊本地震、台風に伴う集中豪雨等による被災山地の緊急的な復旧対策を実施したほか、山地防災力の強化を図るための治山事業を推進した。さらに、花粉症対策苗木の生産体制の整備、森林吸収量の確保及び検証、シカ等の野生鳥獣の生息状況を踏まえた効果的な森林被害対策、未利用間伐材等の活用による山村の活性化等を推進した。加えて、違法伐採対策として、合法木材の普及拡大、違法伐採に係る現地情報の収集等を実施した。

(2) 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムの整備及び普及、これらを担う人材の育成及び確保等の施策を推進した。

特に、情報通信技術（ICT）を活用した施業集約化等を支援したほか、低コスト造林技術の実証を実施するとともに、その導入に向けたノウハウを提案した。また、林業に就業しようとする青年に対する給付金の支給、林業事業体が新規就業者に対して行う研修の支援など「緑の雇用」事業等を通じた人材の育成を推進した。

(3) 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

林産物の供給及び利用を確保するため、原木の安定供給体制の整備、加工・流通の合理化及び低コスト化並びに木材の利用拡大を推進した。

特に、川上、川中及び川下の連携による需給情報の共有を推進したほか、木材加工流通施設の整備、間伐材の生産、路網整備等に対する一体的な支援を行った。また、公共建築物等における木材利用、CLT（直交集成板）を用いた建築物等の普及及び木質耐火部材の開発を推進したほか、木質バイオマスのエネルギー等への利用及び木材の輸出拡大に向けた取組を支援した。

(4) 国有林野の管理及び経営に関する施策

国土保全等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえ、国有林野における公益重視の管理経営を一層推進した。

また、国有林野事業の組織、技術力及び資源を活用して、民有林における低コストで効率的な作業システム等の普及及び定着、市町村行政を支援する人材の育成、災害発生時の被害状況調査や職員派遣など民有林への指導やサポート等を積極的に実施した。

(5) 団体の再編整備に関する施策

森林組合等に対して、合併等による経営基盤の強化及び内部統制機能の確保等による業務執行体制の安定強化に向けた指導を実施するとともに、施業の集約化活動に対する支援等を行った。

また、組合員に対する経営の透明性の確保に向けた指導を実施したほか、森林組合系統の組織運営及び業務運営を確保するための検査を引き続き実施した。

3 財政措置

(1) 財政措置

諸施策を実施するため、表のとおり林業関係の一般会計予算及び東日本大震災復興特別会計予算の確保に努めた（表1）。

表1 林業関係の一般会計等の予算額

(単位：百万円)

区 分	28年度
林業関係の一般会計予算額	412,260
治山事業の推進	69,617
森林整備事業の推進	160,793
災害復旧等	44,717
保安林等整備管理	491
森林計画	837
森林の整備・保全	4,449
林業振興対策	6,248
林産物供給等振興対策	3,670
森林整備・林業等振興対策	39,301
林業試験研究及び林業普及指導	11,920
森林病虫害等防除	869
林業金融	5
国際林業協力	200
森林整備地域活動支援対策	216
その他	68,927
東日本大震災復興特別会計予算額	36,625
国有林野事業債務管理特別会計予算額	329,174

注1：予算額は補正後のものである。

注2：一般会計及び東日本大震災復興特別会計には、他省庁計上予算を含む。

注3：総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」、「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進した。

「森林・山村対策」としては、①公有林等における間伐等の促進、②国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した施業の集約化に必要な活動、③国が実施する「緑の雇用」現場技能者育成推進事業等と連携した林業の担い手育成及び確保に必要な研修、④民有林における長伐期化及び複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進、⑤地域で流通する木材の利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策、⑥市町村の森林所有者情報の整備等に要する経費等に対して、引き続き地方交付税措置を講じた。

「国土保全対策」としては、ソフト事業として、U・Iターン受入対策、森林管理対策等に必要な経費に対する普通交付税措置、上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流域の団体が負担した場合の特別交付税措置を講じた。また、公の施設として保全及び活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の

景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とした。

また、上記のほか、森林吸収源対策等の推進を図るため、林地台帳の整備、森林所有者の確定など森林整備の実施に必要な地域の主体的な取組に要する経費について、地方交付税措置を講じた。

4 税制上の措置

林業に関する税制について、平成28年度税制改正において、①エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除について、対象設備に木質バイオマス発電設備等を追加する等の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長すること（所得税、法人税）、②森林組合の合併に係る課税の特例の適用期限を3年間延長すること（法人税）等の措置を講じた。

5 林業金融

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫資金の林業関係資金については、造林等に必要の長期低利資金について、貸付計画額を152億円とした。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を60億円とした。

森林の取得や木材の加工及び流通施設等の整備を行う林業者等に対する利子助成を実施した。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付けを実施した。

(2) 林業・木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対する都道府県からの無利子資金である林業・木材産業改善資金の融通を行った。

その貸付枠は、100億円とした。

(3) 木材産業等高度化推進資金制度

木材の生産又は流通の合理化を推進するために必要な資金等を低利で融通した。

その貸付枠は、600億円とした。

(4) 独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要な資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証の活用を促進した。

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者に

対する保証料等の助成を実施した。

(5) 林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支援センターによる貸付制度を通じた支援を行った。

その貸付枠は、5億円とした。

第3節 水産業

1 施策の背景

古来より水産物は、我が国国民の重要な食料であり、食の多様化が進む現在においても、その消費量は、他の国と比較して高い水準にある。

また、地域ごとに特色のある水産物消費のあり方は、我が国の伝統行事や食文化とも強く結びついており、水産業や漁村は、人の「いのち」を支える食料としての水産物を安定的に供給するとともに、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるといった多面的な機能を有している。

しかしながら、我が国の水産業は、資源状況の低迷、漁業生産量の低下、漁業者の減少・高齢化や漁船の老朽化による漁業生産構造の脆弱化、生産資材コストの増加などにより、大変厳しい状況に置かれている。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、その大津波によって多くの人命を奪うとともに、我が国漁業の一大生産拠点である太平洋沿岸をはじめとする全国の漁業地域に甚大な被害をもたらした。

こうした中、東日本大震災からの水産業の復旧・復興を図るため、政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日決定）や「水産復興マスタープラン」（平成23年6月28日策定）等で示した水産復興の方針を水産基本計画に位置付けることにより東日本大震災の復興を政府を挙げて取り組むことを改めて明確にした。また、力強い水産業を確立するため、低位水準にある水産資源の回復・管理の推進、我が国漁業の将来を担う経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、水産物の消費者への直接販売などを通じた産地の販売力の強化などの加工・流通・消費施策等に取り組んでいる。

今後とも、「水産基本法」に基づき策定した「水産基本計画」に従い、国民の参加と合意を得つつ、水産施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 講じた施策の重点

政府は、平成24年3月に閣議決定した水産基本計画に基づき、国民への水産物の安定供給の確保と、これを支える力強い水産業及び豊かで活力ある漁村の確立を図るため、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現する資源管理・漁業経営安定対策をはじめとした施策を推進した。また、東日本大震災により被災された方々が、将来への希望と展望を持って水産業を再開できるよう、復旧・復興に全力で取り組んだ。

3 財政措置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円)

平成28年度

項 目	通常分	復旧・復興対策分	合 計
合 計	235,970	127,161	363,131
非公共（計）	142,497	13,688	156,185
公共（計）	93,473	113,473	206,946
一般公共	86,663	14,210	100,873
水産基盤整備	85,909	14,210	100,119
漁港海岸	754	0	754
災害復旧	6,810	99,263	106,073

注1：通常分とは、基礎的財政収支対象経費に係る分であり、復旧・復興対策分とは、東日本大震災復興特別会計に係る分である。

注2：金額は補正後予算額である。

注3：上記のほか、東日本大震災復興交付金を復興庁に計上。

4 税制上の措置

施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制措置を講じた。

法人税については、漁業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）について、その適用期限を3年間延長した。所得税、法人税及び固定資産税については、東日本大震災の被災地での代替資産等（漁船）に係る特例措置について、その適用期限を3年間延長した。登録免許税については、東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地の利活用を促進するための土地交換に係る特例措置を創設した。

5 水産業金融

漁業経営をめぐる情勢が厳しくなる中で、経営改善に取り組む意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、認定漁業者が漁船建造等のため借り入れる漁業近代化資金及び日本政策金融公庫資金（沖縄県にあつては沖縄振興開発金融公庫資金）の金利負担軽減措置を講じた。また、保証人不要・担保は漁業関係資産のみとする実質無担保・無保証人型融資を推進した。

さらに、東日本大震災の発生を受けて、二重債務等が問題となる中、被災漁業者等の速やかな復旧・復興に要する資金が円滑に融通されるよう、漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫等の災害関連資金についての実質無利子、無担保・無保証人の特例措置及び無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証についての支援等を講じた。